

信州ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴマーク 及びスローガン・ロゴマーク使用規程

平成25年3月26日制定

平成25年7月5日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、信州ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴマーク及びスローガン・ロゴマーク（以下「キャッチフレーズ等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、キャッチフレーズ等とは、信州ブランド戦略コンセプト編（平成25年3月26日策定）に定めるキャッチフレーズ及びスローガン並びに別記1及び別記2のロゴマークパターンをいう。

(キャッチフレーズ等に関する権限)

第3条 キャッチフレーズ等に関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の承諾)

第4条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事（以下「知事」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県が構成員となっている団体（以下「県参画団体」という。）が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他使用承諾の手続きを必要としないと知事が認めた場合

(使用の申込み)

第5条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者（前条各号に該当する場合を除く。）は、信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用申込書（様式1）を知事に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承諾を要しない。

- (1) 国、地方公共団体及びその他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校が、教育目的に使用するとき
- (3) 長野県及び県参画団体が認定した商品又はサービス等のうち、知事が適当と認めるとき
- (4) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき

2 信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用申込書（様式1）を知事に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、知事が認める団体等が申込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) キャッチフレーズ等の使用内容がわかる企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第6条 知事は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、キャッチフレーズにおいては、当該使用が長野県のイメージアップ及びブランド力の向上に資するものと認めるとき、スローガンにおいては、当該使用が長野県のブランド力の向上に向けた活動の促進に資するものと認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 キャッチフレーズ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承諾しないものとする。

- (1) 長野県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承諾することを知事が不相当と認めた場合

3 知事は、キャッチフレーズ等の使用を承諾するときは、信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用承諾の条件)

第7条 知事は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、キャッチフレーズ等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャッチフレーズ等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別記1及び別記2に定める信州ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴマークパターン及びスローガン・ロゴマークパターンに従って正しく使用すること。
- (3) キャッチフレーズ等の一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) キャッチフレーズ等自体を商品化しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) キャッチフレーズ等の表示は、県産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容を県が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「長野県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (6) 知事が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに知事に提出すること。

(承諾内容の変更等)

第9条 キャッチフレーズ等を使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用変更申込書(様式3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。

3 知事は、キャッチフレーズ等の使用承諾の内容の変更を承諾するときは、信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(承諾の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、キャッチフリーズ等を使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) キャッチフリーズ等を使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) キャッチフリーズ等を使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャッチフリーズ等の使用の継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、キャッチフリーズ等を使用する者に、キャッチフリーズ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第11条 キャッチフリーズ等を使用する者は、知事が承諾した用途に限定してキャッチフリーズ等を使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 長野県は、本規程によりキャッチフリーズ等の使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 長野県は、キャッチフリーズ等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、キャッチフリーズ等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

(別記1) 信州ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴマークパターン



しあわせ信州

しあわせ

信州



しあわせ
信州

しあわせ  信州

(注意事項)

カラー、サイズ、配置位置、白ヌキ等での使用方法等については、『信州ブランドVIデザインマニュアル』（県ホームページ掲載）に従ってください。

(別記2) 信州ブランド戦略スローガン・ロゴマークパターン

掘り起こそう、足元の価値。
伝えよう、信州から世界へ。

掘り起こそう、足元の価値。
伝えよう、信州から世界へ。

掘り起こそう、足元の価値。
伝えよう、信州から世界へ。

掘り起こそう、足元の価値。
伝えよう、信州から世界へ。

(注意事項)

カラー、サイズ、配置位置、白抜き等での使用方法等については、『信州ブランドVIデザインマニュアル』（県ホームページ掲載）に従ってください。

(様式1)

信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用申込書

平成 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名 称

代表者名

信州ブランド戦略キャッチフレーズ等を下記のとおり使用したいので、承諾してください。

記

1. 使用したいキャッチフレーズ等（必要なものに○印）

- ・キャッチフレーズ（画像データ番号 → ）
- ・スローガン（画像データ番号 → ）

※画像データ番号は、県ホームページ掲載の「信州ブランド戦略キャッチフレーズ等デザイン一覧」を参照してください。

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※使用期間は、始期「承諾日」・終期「期限なし」でも申請できます。

5. 添付書類

（会社概要等、申込者の事業内容がわかる書類及び信州ブランド戦略キャッチフレーズ等の使用内容がわかる企画書・実際の使用状況がイメージできる図案等を添付してください。）

6. 担当者名及び連絡先

(様式2)

信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用（使用変更）承諾書

観企ブ第 号
平成 年(年) 月 日

申 請 者 様

長野県知事 阿部 守一

平成 年 月 日付けで申込みのありました信州ブランド戦略キャッチフレーズ等の使用を、次の条件を付して承諾します。

1 使用するキャッチフレーズ等

- ・ キャッチフレーズ（画像データ番号 → ）
- ・ スローガン（画像データ番号 → ）

※画像データ番号は、県ホームページ掲載の「logo_INDEX」ファイルを参照してください。

2 使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 使用目的・方法

4 使用上の注意

長野県観光部信州ブランド推進室

(担当者名)
(連絡先)

(様式3)

信州ブランド戦略キャッチフレーズ等使用変更申込書

平成 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名 称

代表者名

平成 年 月 日付け 第 号で使用承諾がありました信州ブランド戦略キャッチフレーズ等の使用内容を下記のとおり変更したいので、承諾してください。

記

1 変更内容

2 変更理由